

府政に新しい息吹を!

しばたに匡哉
オフィシャルサイト

ブログ毎日更新しています

携帯電話でも
ご覧いただけます。

大阪府議会議員

無所属

まさや

しばたに匡哉

府政
報告

皆さんのご意見をお寄せください しばたに事務所 〒581-0087 八尾市明美町2-8-27 TEL 072-922-3777 FAX 072-922-0115 MAIL shibatani@mbenifty.com

平成26年大阪府議会 二月定例会 特集号



大阪府議会議員

まさや

しばたに匡哉

大阪府議会 商工労働常任委員会委員
税理士 社会福祉士

二月二日から三月二十四日までの日程で、開催されました「二月定例会府議会」がこのほど閉会しました。

この議会では、平成二六年度当初予算案について「大阪版高校生等奨学給付金事業」に係る修正案が可決され、修正議決した部分を除く原案も可決されました。また、平成二六年三月三十一日までを期間としていた議員報酬三〇％減額について、全会一致で一年間延長することとなりました。

さらに、平成二七年四月実施の府議会議員選挙から議員定数が八八名（現行一〇九名）となりますが、その選挙区割りの一部を改正する条例案が可決されました。

しばたに匡哉府議
二月議会でも大きな成果

“府民・市民目線” “現場主義” の提案で府政を変える

しばたに府議 理念を貫き縦割り行政をしっかりとチェック

新年度予算などを審議する二月定例会では、府政運営の手法や、直面する多くの課題について、質疑が行われました。議会の役割は、肥大化した大阪府の行政権を制御することです。

大阪府は、企画をして予算をつけて執行し、自ら評価します。これら一連の行政行為を行政権として当然のように実施していますが、冷静に考えると強権、もしくは独善に見えることもしばしばあります。

そのため府議会が、ここで制御するのは健全な姿です。

制度の改廃や、補助金の取捨選択などは、行政ではなかなか判断できず、議会こそが府民・市民目線で事業全体を見直すことができる代表機関だと言えます。

行政と同じように縦割りでは審議するのではなく、国、県、町の役割

分担をしっかりと踏まえ、市民府民目線、現場主義で行政をチェックしていくというのがしばたに府議の政治理念の一つです。

しばたに府議は、その理念に則り、本会議での一般質問、並びに商工労働常任委員会において府政の重要課題について精力的に提案・質疑を行い、この度の二月定例会府議会においても、多くの成果を上げています。（詳細は二面・四面に掲載）



生活保護事務で2市の不適切処理が明らかに

府議会
2月定例会
一般質問

しばたに匡哉府議の指摘で



府議会一般質問に登壇する
しばたに匡哉府議

相次ぐ不正
不適切事務

昨年、河内長野市の職員が巨額の生活保護費を着服し逮捕された事件や、府内四市で生活保護費の不正受給者から返還金を差し引いて支給するといった不適切な経理処理を行っていたことが報道されるなど、不正や、不適切な事務手続きが相次いでいます。

しばたに府議の指摘で
新たな不適切事務が
明らかに

この様な状況を踏まえ、

大阪の全市町自らが、不正を未然に防止できる体制づくりを

生活保護費の天引き

平成25年12月・平成26年1月

新聞報道のあった福祉事務所

八尾市 吹田市
交野市 寝屋川市

追加調査で判明した福祉事務所

門真市 富田林市

しばたに府議は、二月定例会の一般質問で、「生活保護の指導・監査体制の強化」について質問し、報道された四市に加え、さらに二市においても、不適切な天引き徴収が行われていた事を明らかにしました。

不適切事務は
不正の温床に

また、しばたに府議は、「問題の所在は、不正をはたらいた職員だけではない。長年、不適切な経理事務処理を続けていると、不適切との認識も薄れて、

それが当たり前となって、偏った運用になってしまふ。その様な環境が不幸事発生の温床となって、生活保護の不正受給に歯止めがかからなくなってしまうのではないかと指摘しました。

オール大阪での
体制強化を

さらに、しばたに府議は、「これまでは、生活保護の不正受給のチェックはしているが、行政の事務処理のチェックは全く出来ていない。府として、市町村に対する、指導、監査の頻度を増やすなどの強化を図ると共に、府内市町村の生活保護担当の課長級職員からなる会議を設置し、オール大阪で不正防止に向けての指導を徹底すべき」と強く訴えました。

まへ、新たに「生活保護担当 行いました。当主管課長会議」を開催 今回の、しばたに府議の指摘や成果は、産経新聞の共有化を図る事とし、聞、読売新聞にも取り上げられました。

不正受給者の生活保護費天引き徴収
府福祉部、新年度から対象

生活保護の不正受給者に保護費を返還させる手続きをめぐり、八尾市などが受給者の月々の支給額から返還額をあらかじめ差し引く「天引き徴収」を行っていたと、吹田、交野、寝屋川、門真、富田林の府内6市で府福祉部長は3日開かれた府議会本会議で、府の生活保護費の支出に伴う経理処理を4月に始まる新年度から

ら一般監査の対象にする」とを明らかにした。

民主党の奈良原国典議員の一般質問に答えた。

「天引き徴収」は、八尾市、吹田、交野、寝屋川、門真、富田林の府内6市で府福祉部長は3日開かれた府議会本会議で、府の生活保護費の支出に伴う経理処理を4月に始まる新年度から

を是正指導した。今後は保護費支出に関する経理処理も監査対象とする。

3日の府議会では、奈良原議員の一般質問で明らかになった。府によると、門真市は職員が返還金を差し引いて市の口座に振り込み、富田林市は金融機関に対して返還金を市の口座

うか点検するために、府内の福祉事務所を対象に一般監査を行う方針を示した。

生活保護法では、不正受給が判明した場合、自治体が不正分の費用を徴収できると規定しているが、返還金は、受給者に市の口座に入金させるか窓口で直接現金を持参させることが決められている。

7月からは同法の一部改正で、受給者本人の同意を得れば「天引き徴収」が可能になるが、6市では認められていない設備で行われていた。

3月4日付 産経新聞

3月4日付 読売新聞

しばたに府議
オール大阪での不正防止体制の強化を強く訴え

急増する「サ高住」は市町村にも大きな影響 しばたに府議 府と市の連携強化を訴え

しばたに府議 分権時代に相応しい高齢者住宅施策を提言

八尾では「サ高住」が 乱立状態

サ高住での介護サービスは 市の計画にも大きな影響

大阪府では、制度創設以来「サ高住」が急増しており、昨年末現在の登録戸数でも一万三四九八戸と、全国でぶっちぎりのトップと云う状況です。

とりわけ、しばたに府議の地元である八尾市では、「サ高住」が激増し、昨年末の登録戸数は九三〇戸に及びます。

これは、大阪市、堺市に次ぐ、府内三番目の多さで、人口比率で見ますと、府内でも突出したレベルに至っており、八尾市内はまさに乱立状態です。

府内市町村の登録戸数(抜粋)

順位	市町村	戸数	市民千人あたり戸数
1位	大阪市	4,486	1.68
2位	堺市	1,582	1.86
3位	八尾市	930	3.44
4位	東大阪市※	814	1.62
5位	豊中市※	709	1.78
20位	高槻市※	136	0.38

※中核市

(平成25年12月末時点)

また、しばたに府議は、「市町村の策定する介護保険事業計画にも大きな影響のあるサ高住については、設置計画段階から地元市町村に対し、事業者が事前に情報提供を行うといったシステムを、全国に先駆けて作るべきである」と提案しました。

サ高住のチェック等は 府市協働で

このような状況を踏まえ、しばたに府議は、二月定例会の一般質問において「サ高住では、介護保険制度による介護サービスが提供されている。介護保険制度は、居住する市町村を保険者として介護保険に加入する仕組みなので、八尾市では、介護保険給付費が増加し、大きな財政的負担となっている。また、サ高住の約半数は介護事業所を併設しており、サ高住の急増は、市町村の策定する介護保険事業計画にも大きな影響がある」と指摘しました。

しばたに府議の指摘・提案に対し、府の福祉部長は「サ高住登録の事前協議の段階から、市町村に情報提供する仕組みや、市町村と合同の定期立入検査について、市町村との合同検査等の実施の実現に向け、市町村と協議していく」と前向きな答弁をしています。

府も実現に向け 協議へ

しばたに府議は、さらに「市の介護保険事業計画の充実のためには、サ高住の併設の介護サービスがどれだけ充実しているかの運営状況も非常に重要であるので、現在、府だけで行われているサ高住への立入検査を府市合同で実施すべきである」と強く訴えました。



高齢者が安心して暮らせる「未届施設ゼロ」の大阪に

全ての住宅で 高齢者の尊厳が 守られるべき

高齢者を対象として、生活支援サービスなどを行う住宅は、有料老人ホームとして届け出るか、サービス付き高齢者向け住宅として登録することが必要になりますが、行政の指導や監督を嫌がって、登録も届け出もしていない「未届施設」と呼ばれる高齢者住宅もあります。

しばたに府議は「未届施設では、行き場のない高齢者の不安に付け込んだ劣悪なサービスが行われている可能性も心配される。

高齢者の尊厳ある生活を継続することが出来る社会を推進するためにも、府市連携により「未届施設ゼロ」を実現すべきである」と強く訴えました。

選挙制度にもバリアフリー化を

小規模施設では投票機会が確保されていない **しばたに府議**
福祉現場の経験を活かし指摘

府選管の基準は

定員40人以上

大阪府選挙管理委員会では、病院や社会福祉施設に入院・入所されている方が選挙権を適正に行使できるよう、投票所に足を運べない人のために、病床数又は入所定員が40人以上の病院や特別養護老人ホームなど一四八〇カ所を不在者投票の施設に指定しています。

二〇年前の

基準は問題

この基準についてしばたに府議は「四〇名以上とする指定基準について、特に、特別養護老人ホームにおいては、非常に問題がある」と考える。

この基準は二〇年前の基準であり、この間、大阪府では急速に高齢化が進み、また、平成一八年四月から定員二九名以下の「地域密着型特別養護老人ホーム」が制度化され、今後、定員二九名以下の小規模な特別養護老人ホームも増えていくものと思われる。

小規模施設でも

適正な執行は可能

「地域密着型特別養護老人ホ

ーム」では、入所定員は少ないものの、手厚い人員配置となっていることから、現行基準の「小規模施設だから、不在者投票の適正な管理執行が確保できない」という考えには、もはや合理性は無いと考える。



選挙制度にも

バリアフリーを

投票所などのバリアフリーは進んでいるが、制度もバリアフリーとなるよう、定員二九名以下の「地域密着型特別養護老人ホーム」が、不在者投票施設の指定を受ける事ができる指定基準の見直しを行うべきである」と強く主張しました。

このしばたに府議の質問に、府選挙管理委員長も「しばたに議員お示しのとおり、現在の状況を踏まえ、投票の機会の確保と適正な管理執行の確保という観点から、早急に検討し結論を出してまいりたい」と答弁しています。

しばたに府議

実り多い一般質問

二月定例会のしばたに府議の一般質問では、この他、平成三〇年四月の精神障がい者の雇用の義務化を見据え、精神障がい者の就労支援についても質問し、企業の精神障がい者雇用をトータルでサポートする全国初の取り組みを約束させる等の成果を上げています。

一般質問を終え、しばたに府議は「今回の一般質問においても、府民目線・現場主義で各部署から縦割りが出てくる予算書に、横串を刺すような審議をさせて頂いた。今後とも「情熱と行動力」で、府民福祉の向上に直結するような政務活動に務めてまいりたい」と決意を述べています。

しばたに府議

商工労働委でも

精力的に質問

しばたに府議は、三月一〇日の商工労働委員会においても、精力的に質問に立ち、

●派遣労働者のための総合労働事務所の相談機能・紛争解決機能強化等について

●大阪全体での経済の新陳代謝



商工労働委においても、精力的に質問するしばたに匡哉府議

ポスターを貼らせて下さい



あなたのお宅にどこか空きスペースはありませんか？
駐車場の一角や塀の一部などどこでも結構です。

是非そこに
しばたにのポスターを
貼らせて下さい！

◆問合せ先◆
しばたに事務所
☎(072) 922-3777

謝を促すための創業支援事業について

●府と民間の役割分担を踏まえた、計量検定所業務について

●商工労働部のハラスメント問題等への取り組み姿勢について

等の課題を取り上げ、それぞれ担当課より、前向きな答弁を得、成果を上げています。